5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第二十五条第四号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　［略］

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第二十五条第六号に掲げる検査項目

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　［略］

一　第二項第六号から第七号の二まで、第十号及び第十六号並びに第四項第五号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第七号の二、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三及び四　削除

［削る］

五～七　［略］

一　第二項第七号、第七号の二、第十号及び第十六号並びに第四項第六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

一　第二項第四号から第十一号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　［略］

五　火薬庫の入口及び消火の活動のために必要な措置措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］

5　地下式一級火薬庫の基準

一　第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目

二～十　［略］

6　地上式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目

二　［略］

三　削除

四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根

五～七　［略］

7　地中式二級火薬庫の基準

一　第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目

二　第二十六条第二項第一号の火薬庫の構造

三　第二十六条第二項第二号の穴を掘つて設けられた火薬庫

8　地上式三級火薬庫の基準

一　第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目

二　［略］

三　第二十七条第一項第二号の火薬庫の小屋組及び屋根

四　［略］

五　第二十七条第一項第四号の火薬庫の入口

六　［略］

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二～十　［略］

一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　削除

四　火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視により検査する。

五～七　［略］

一　第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により検査する。

三　丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。

一　第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。

二　［略］

三　火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により検査する。

四　［略］

五　火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。

六　［略］